

第八回 参議院労働委員会 會議録第三号

昭和二十五年七月二十六日(水曜日)午前
十時四十九分開会

本日の會議に付した事件

○失業保険法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○赤松委員長 只今から委員会を開会
いたします。

本日は失業保険法の一部を改正する
法律案に對しまして、労働委員の参考
に資しますために、各専門家の方々の
御意見を頂きたいと存じております。
それで本日の参考人には五名の方々に
おいでを頂いたでございますが、皆
様方暑い最中に定刻においで頂きまし
たことを厚く感謝いたします。大変お
待たせ申上げましたが、参考人の方々
にちよつと御注意申上げたいのでござ
います。發言の時間は、大体二十分
以内にしたいと存じております。

そして發言の内容は議題の範圍を越え
ないようにお願ひ申し上げたいと存じ
ます。それから尙参考人の方々と及び委
員の方にお話したいのでございま
すが、御質疑はどういたしましてし
ょう。各参考人の方々お一人がお済み
になつて御質疑いたしましたか、全部
が済みました御質疑お願ひいたしまし
ようか。如何いたしましてしようか。お一
人一人が済んで御質疑いたしましてし
ようか。

○堀委員 皆さんの口述が済んだ後で
一括して質問する、個人々々に対して
質問するという形の方がいいのではあ
りませんか。

○赤松委員長 そうでございますか。
ではそういう御意見でございますから
そういうふうな計らつてよろしゅうご
ざいまいしょうか。ではさういいたしま
しょう。では先ず最初に第一生命保険
相互会社常任監査役の齋藤氏にお願
ひいたします。

○齋藤参考人 私今日初めて出て参り
しましたので、こゝろの慣習等を存
じないのではありませんが、私共の方から
何か改正案に對する意見なり何なりを
申し上げるのでございまいしょうか。ど
ういうことなんでしょうございまいしょうか。

○赤松委員長 いろいろと長い御経験
の中から、改正案に對して特に關係の
深い点について、いろいろ御意見を
おつしやつて頂ければ結構でございます。
特にこの問題をどういふふうにお限りに
ならないで結構でございます。

○齋藤参考人 私は失業保険委員会の
委員をいたしております。續いてその
委員会が中央職業安定委員会の専門委
員会に吸収されましたので、そちらの
方に参加いたしましたので、この失業の法
案の諮問を受けまして、今日までたび
たびいろいろ意見申し上げ、又修
正等にも意見を今まで述べて来たので
ございまして。大体失業保険と申しま
すのは、御承知の通り職歴失業に對す
る対策であると思共は感じておりま
す。そういつた立場から常に意見な
り、何なりを申し上げておるのでござ
います。今日こゝへ出ております失業
保険法の一部を改正する法律案、この
法律案を見ますと、大体主な点は三

十八條の九の改正であります。これは
日雇労働者の問題でありまして、日雇
労働者の失業保険金を受けます待期の
問題であります。これは失業保険の保
険料を余り変えないで、條件を
緩和して行こうという考え方でござい
ます。御承知の通り今日失業保険の保
険料を上げて行くことは困難で
ございまして。これは保険料を負担しま
す事業界におきまして、事業主に
おきまして、又労働者におきまして
も、これは困難なことと存じます。従
いまして保険料を上げないでできる範
圍の條件を緩和して行くというやり方
が一番よいのであると存じます。そう
して日雇労働者の失業保険におきま
しては、従来は通算して七日又は継続し
て五日という待期がございまして、こ
を、今回これを六日又は四日というこ
とに改め、又第三十八條の六でござい
ます。資格の條件を二月につき三十
一分以上とあるのを、二十八日分以
上と緩和して来たのであります。私は
この程度の改正は誠に当然のものと思
えております。後の改正は大きな問題
ではないと存じます。この法案に對す
るところの意見はその程度で終りま
す。尙何か御質問がありますれば、日
にちをこゝろいふにしたい根拠とい
うようなことについてお話をいたしま
したいと思います。

○赤松委員長 有難うございました。
それでは次に池袋公共職業安定所長
労働事務官高山松之助氏にお願い申上
げます。

○高山参考人 齋藤さんから只今失業
保険關係につきまして前々からの委
員をなされておる關係で、一応この度
の改正案のことについてお触れにな
りましたので省略いたしまして、指摘
で私安定所長として、現在の日雇労働
者の実態の上から考えて、この問題に
ついてちよつと意見を述べて見たいと
思ふのであります。保險経済が許さ
れるならば、私は待期間の短縮とい
うことは、日雇労働者の生活実態から言
つて、もつと大幅に短縮せられること
が望ましい、ただ日雇労働保險が始め
られまして、非常に短い期間で蓄積
もなされておらないような状態の下に
おいては、この度の改正案は非常に時
宜に適切なものと思ふのであります。
特に受給資格の要件を二十八日にし
たというところは非常に結構なことと思
います。ただ日雇労働者の実態という
ものは、その日／＼の生活に困る者が非
常に多いこととあります。勿論
例外はあると思ひます。今日日雇労働
者と稱せられる中にも、可なりその日
雇労働者の中でも言葉は適切じやござ
いませぬが、労働貴族に属する人もあ
るかも知れませぬ。いわゆる短期間の
間に出入り入つたりして余計取る方も
あるかも知れませぬが、併し都会の日
雇労働者の実態は、これは私の経験上
から言ひましても、非常に困窮を極め
て来ないといふ日雇労働者になりたがら
ないのが人間の普通の心理状態であり
ます。而も失業者が非常に多くなつて参
りますと、とことんまで困つて日雇

労働者になつて来るという人、いわゆ
る家業的の日雇労働者でなかつたもの
が、家業的にも日雇労働にならざるを
得ないところの失業者というものが非
常に多くなつて来るということから考
へまして、この待期間は五日、六日、
七日でも、ときによつてはそれと
情勢に応じていかにも知れませぬが、
継続期間といふものを短縮する必要が
あるのではないかと、こゝろいふに思
うのであります。従来は継続期間が非
常に私共役所の者として考えまして
も、少し長かつたように思ひますの
で、この際一日でも短縮せられるとい
うことは、日雇労働者のためにも非常
に結構な適切な処置のように存ぜられ
ます。ただ若しも保險經濟が全体的な
全国的な立場から考えて見るならば三
日も尙足りない。聞きますところによ
りましては、この継続期間といふもの
においては、この継続期間といふもの
待期日数の短縮の問題については弾力
性を持たして頂いて、そして改正する
というふうにもちよつと聞いておるん
であります。そういう意味合において
私は将来失業状態が非常に悪化して参
ります場合には、日雇労働者に関する
限り継続日数の待期間といふものを
短縮せねばならぬ。継続は左程でもな
いといふと語弊があります。これは
語弊があるんで何であります。先ず
継続日数の短縮といふことを先に取上
げて考えなければならぬんじゃないか。
こゝろいふに考えておる次第であり
ます。

それから従来の東京の日雇労働者の関係から考えますと、広く述べることは、私自分の狭い視野のうちで広く述べることは若しも間違つておるといけませんので、安定期における私共の三千九百人の登録労働者、並びに私共の少くとも視野の中に入つて来ることのできる町方の日雇労働者の方々の関係から推測いたしまして、現在のこの改正の場合にもう一步踏込んで考えてみたいと思ふのは、町方の労働者の適用に少し欠けるところがあるように見受けられるのであります。技術上非常に困難なものもあるかと思ひますが、東京には日雇労働者が相当なり町方にもおられますので、その方の適用の問題についてももう一步将来は考えて頂きたいということ、日雇労働者の給付の関係から考えますと、東京につきましては失業対策事業の実施が比較的これは適切な手を東京都といたしましても、独自の失業救済事業費を計上いたしましてやつて参つた関係も、私非常に力になつておると思ふのであります。私共の当区労働者に関する限りにおいては、失業日数が非常に少なかったということでありまして、従つて失業保険法の適用を受ける機会というものも皆無であつたということでありまして、又私共の方の労働者だけでなくして、一般的に考えまして受給資格者にして、失業保険金の給付を受けた者というのは現在でも五名にすぎないというふうな状態でありまして、これは他管内から参つた者が二名、自管内の者が三名というふうな非常に適用されて受給されておるものが東京に限る限りにおきまして、又その池袋の管内におきましては非常に受給者が

少なかつた、問題は私はこれは池袋が現在受給資格者としては多いのであります。給付を受ける者が少いということが将来も当惑するかどうかという問題を振返つて見ますと、必ずしも過去の実績を推測して将来を測るわけにはいかない。将来はもと多数の、むしろ八月九月を通じて、月々果進的にやはり失業保険の給付を受ける者が殖えて参るといふうちに実は観測いたしておるのであります。どうして日雇労働者の適用を受けることが少いかというと、都会に関する限りは安定期にまでやつて来るというところを、非常に面倒であるという風習があるように私は考へるのであります。実際はそこで給付を受けられるのだけれども、板橋の奥から、或いは練馬の奥から池袋まで電車賃を使つてやつて来るということを非常に苦とする人があるものであります。生活がとことんまで困つておられます。そういうことも一般的な常識でいへばあり得ないことであるけれども、併し近いうちには又稼働し得るというふうな方々には、安定期まで電車に乗つて来るということをおつくりが風習を日雇労働者というものは元來持つておるもののように見受けられます。従つて現在の失業対策事業と、失業保険法とを脱み合せた上で、こういう問題を解決して行かなければ万全なものではないというふうな考へられるのであります。又安定期の機構そのものもでき得る限り、サービス機関でありますならば、認定する場所を定めておいて、地方ではそれ／＼伸ばしておるようでありまして、東京ではそう／＼く地域的に離れておられますので、遠方の地域ではございませ

ので、分室等を設けておりませんので、今後は将来を予測して、又失業者の対策事業の実施の面からも分室を設けてでも、できるだけ労働者が簡易に認定を受けられるというふうな行き方も半面取つて行かなければ、折角の保険制度が十分に運営されないやうなことになるのではないかと、こういうふうに考へております。今日の問題の範囲につきましては一応申上げた次第であります。

○赤松委員長 有難うございました。それは次に芝浦橋公共職業安定所芝浦分室紹介係長の労働事務官谷藤儀一郎氏にお願い申し上げます。

○谷藤儀一郎氏 この失業保険改正についての總括的な意見は今の高山所長の言に盡きると思ひます。それで現在の私の最も感じていることは、待期間をもつと短かくするということでありまして、併しそれも保険経済の許す限りにおいて、これを短縮するというやうな仕組になつておるようですから、その財源として各事業体で、当然強制加入になるべき各事業体がまだ全部失業保険についてよく分つていないところもあるもので、そういうところには、今後啓蒙運動を起して、そうしてその印紙による収入の増収を図る、そうして保険経済を成るべく完全なものにして、できるだけ待期間を短かくしてやること、労働者に対して最も失業保険の恩恵を浴せしめる近道だと思ひます。そういう点で今後はまだ当然強制加入さるべき事業体が、まだ失業保険の印紙の購入通帳を持つていないというやうなところを十分啓蒙をして、印紙による増収を図るようにして頂きたいと思ひます。それだけでござ

います。

○赤松委員長 有難うございました。それは次に日本建設労働組合総連合書記長関谷亀之助氏にお願いいたします。

○関谷亀之助氏 実は労働組合の立場として申上げたことが非常に沢山あるのでございまして、時間が限定されておりますので要点だけを時間内において申上げることになりました。

只今大抵前の方が申されたことは、大体職安を通じての働く日雇労働者のことが問題になつておる、これを対象にお述べになつておる。またこの法律案を見ましても改正案を見ましてもそれが対象になつておるけれども、日雇という点になりましてこれではない日雇があるのをごさいます。それで私共の方の日雇の労働組合の中には職安を通じて仕事をしておるものではない日雇労働者というもの、分り易く言いますと大工、左官、葺、人足、これが一番修めなものであります。これは後に譲るといたしましてそういうものがあつたのでございまして、一応そういうことのあるのを申上げておいて、この改正案について意見を述べたいと思ひます。改正せられたことは非常に結構だと思ひます。結構には違ひないと思ひます。これまた反対する理由は一つもございませぬけれども、どうも實際この労働者から考えますと、一体七日が六日になつたり、五日が四日になつたりということがどれほど有難いかという事です。これはおそろしくこれを発表したならば、労働者は非常に失望すると思ひます。日雇労働者にとりましてこの失業保険の問題と、今一番大きな問題は健康保険の問題です。健康保険

の問題は議案外でございますから除きまして、この日雇の者は、高山さんあたりから見ますと、中には保険の金を貰いに来るのが面倒くさくて来ないのがある、大勢の中から、どういふ理由があつて来ないか知れないけれども、これは非常に大勢が関心を持つておる。関心を持たんやうな人間が自由労働者にあるわけはない。非常に関心を持つておる。これが一日か二日短縮せられるのであつたら、まことに有難い、大変改正して貰つてよかつたなどという点には到底ならんということをお申上げておく。併し一日でも短縮せられないよりは結構でございますからこの改正に対して反対はございませぬ。

第一保険経済という言葉が出ましたのですが、実は私共労働者の中で保険の金がどういふふうになつておるか、保険経済がどうなるかということ、は情けないことですがそういうことは分らない。この度資料を送つて頂いたものを見ますと、印紙の売上総額というものが非常に沢山あります。それから給付を受けた額というものはまことに売上げの総額から見ると少いのであります。給付を受ける額がここに余剰がある。一体保険というものが、日雇の失業保険の金というものが、一般の会社工場に働いておる人達の金とごちやごちやになるものか、或いは日雇の分は日雇の分として特別会計でやつておられるのかこれはよく分りませんが、とにかく余剰があるという点だけは認めたいと思ひます。実際においてこれだけ余剰がある。ごく極端な例を申上げますと、三月の月は四千五十七万円印紙の売上総額がありますが、給付

を受けたものは千四百九十七万円しか金額を受けていない。こういうふうな余つておることがある。ですから待期間というものを、もつとんと短縮して貰つて撤廃して頂きたいと思ふのです。撤廃して頂きたいと思ふ、而も高山さんから説明があつた通り、自由労働者に落ちて行く、職安あたりから落ちて行く労働者がどういふ過程を経てとことんまで行つて行詰るかという、先程お話があつたがその通りである。その点は高山所長などはさうがよく見ておられると思う。工場労働者の場合におきましては、そこを辞めた場合には大体退職手当を貰うとか、或いは十四日分の予告手当を貰うとか、労働協約によつて何日勤めたものには幾ら拂うという規定がある。ところが日雇いにおいては全然ない、工場労働者の場合には若干の待期間があつても日雇い較べたらちつとも差支えない。ところが日雇労働者の場合にはそれが無い。而も保険経済というものは私はどういふものか知りませんが、若し私の言葉が間違つていたらお許し願ひたいと思ひますが、この保険経済の上から申しますと、金がかつてゐるのであるからやつて見る必要があるのじやないかというのを先ず考えるのであります。

それは今度六十日間の間に三十二日働くと資格が生ずる、これが今度二十八日になつた。これもまあ有難くないとは申されませんが、誠に有難いわけのものと申しますが、これをどういふわけで二十八日働いたらこの資格を與えるのかという、實際の基礎はどこにあるのかということを考えるのでございます。恐らくこういふようなこと

とはまだ實際よく分つていないから、取敢えずこうせられたのではないかと、こういうふうな思ふのですが、これも又この金がかつてゐるのだから、こういうことをやつと短縮して貰ひたい。本当はこういうことは、私共の労働者の立場からいへば本当はこういうものはなくして貰ひたい。

それから次にこういう問題があるのですが、成程東京では本当のことをいうと失業保険の給付を受ける人は非常に少い。それから六十日間に二十八日の待期間、二十八日積立てた者にその資格を與えるというようなことは、東京では大体そのくらいに資格は取れると思ふのです。取れると思ふのは行かぬです。これを一つお認め願ひたいと思ひます。地方の職安の方で働いてゐる人は一ヶ月、これは大体十四日ですが、十四日仕事があるかないかのすれすれのところであるというところを、これはもう私共の誠心で調査から來てゐるのでございまして、これが確かだといふ私の方に資料は持つておりませんが、地方の職安では大体一ヶ月十四日働けるか働けないかからな

失業保険の取扱ひを受けることになつて、三月目から六ヶ月経たなければ資格が生じない。工場労働者の場合においては六ヶ月間で以て資格が生ずる。ところが日雇の場合においては八ヶ月から九ヶ月経たなければ資格が生じない。何でそういう矛盾を日雇の場合においてはみ持つかということなんでしょう。その点と、それから保険の給付を受けられないといふことじやないのございしますが、それは三ヶ月でも四ヶ月でも受けられるけれども、受けられるけれども三月目からは一般の方へ入れ八ヶ月経たなければ、工場労働者よりも二ヶ月余計でなければ資格を與えな

いといふところに、私はこの法文の非常におかしな点があるのじやないかと

思ひます。地方の職安の方で働いてゐる人は一ヶ月、これは大体十四日ですが、十四日仕事があるかないかのすれすれのところであるというところを、これはもう私共の誠心で調査から來てゐるのでございまして、これが確かだといふ私の方に資料は持つておりませんが、地方の職安では大体一ヶ月十四日働けるか働けないかからな

いといふ状態になつております。ですから六十日間で二十八日保険を納めて、そうしてそこで資格を得るといふことが危ない状態にあることを、まあよ

うな状態にあるといふことを、まあ私共の組合での調査報告ではそういうことになつております。これはもう政府の方でもよくお調べになれば分るのとだ、こう思ふのでございします。それから今度三十八條の五項であります。同一事業主に二ヶ月以上連続して働いたときは、三月目からは一般の

失業保険の取扱ひを受けることになつて、三月目から六ヶ月経たなければ資格が生じない。工場労働者の場合においては六ヶ月間で以て資格が生ずる。ところが日雇の場合においては八ヶ月から九ヶ月経たなければ資格が生じない。何でそういう矛盾を日雇の場合においてはみ持つかということなんでしょう。その点と、それから保険の給付を受けられないといふことじやないのございしますが、それは三ヶ月でも四ヶ月でも受けられるけれども、受けられるけれども三月目からは一般の方へ入れ八ヶ月経たなければ、工場労働者よりも二ヶ月余計でなければ資格を與えな

いといふところに、私はこの法文の非常におかしな点があるのじやないかと思ひます。地方の職安の方で働いてゐる人は一ヶ月、これは大体十四日ですが、十四日仕事があるかないかのすれすれのところであるというところを、これはもう私共の誠心で調査から來てゐるのでございまして、これが確かだといふ私の方に資料は持つておりませんが、地方の職安では大体一ヶ月十四日働けるか働けないかからな

いといふ状態になつております。ですから六十日間で二十八日保険を納めて、そうしてそこで資格を得るといふことが危ない状態にあることを、まあよ

うな状態にあるといふことを、まあ私共の組合での調査報告ではそういうことになつております。これはもう政府の方でもよくお調べになれば分るのとだ、こう思ふのでございします。それから今度三十八條の五項であります。同一事業主に二ヶ月以上連続して働いたときは、三月目からは一般の

失業保険の取扱ひを受けることになつて、三月目から六ヶ月経たなければ資格が生じない。工場労働者の場合においては六ヶ月間で以て資格が生ずる。ところが日雇の場合においては八ヶ月から九ヶ月経たなければ資格が生じない。何でそういう矛盾を日雇の場合においてはみ持つかということなんでしょう。その点と、それから保険の給付を受けられないといふことじやないのござい

ますが、それは三ヶ月でも四ヶ月でも受けられるけれども、受けられるけれども三月目からは一般の方へ入れ八ヶ月経たなければ、工場労働者よりも二ヶ月余計でなければ資格を與えな

いといふところに、私はこの法文の非常におかしな点があるのじやないかと思ひます。地方の職安の方で働いてゐる人は一ヶ月、これは大体十四日ですが、十四日仕事があるかないかのすれすれのところであるというところを、これはもう私共の誠心で調査から來てゐるのでございまして、これが確かだといふ私の方に資料は持つておりませんが、地方の職安では大体一ヶ月十四日働けるか働けないかからな

いといふ状態になつております。ですから六十日間で二十八日保険を納めて、そうしてそこで資格を得るといふことが危ない状態にあることを、まあよ

うな状態にあるといふことを、まあ私共の組合での調査報告ではそういうことになつております。これはもう政府の方でもよくお調べになれば分るのとだ、こう思ふのでございします。それから今度三十八條の五項であります。同一事業主に二ヶ月以上連続して働いたときは、三月目からは一般の

となんですが、この点に關しましては、さつき關谷氏が言われたように、或る地方では十四日ぐらいいしか働けない、これは職安に働いて東京では二百四十二円、地方では百四十圓ぐらいいしか貰つていない、その人達が十四日ぐらいいしか働けない。そしてそれはどういふふうにして働いているかという労働審判といつて、このあふれた人と、働く人が交替に来るわけでありまして、順番になるわけでありまして。そうすると例え一ヶ月のうち半分働けるとしますと、今日働いて次は休む、それから又その次は働く、こういうふうな輪番になつて行くわけでありまして。そうすると待定期間が三日でも二日でもあると、全然貰えないということになります。そういふ点からいふと、労働者が失業して、安定期間働いておる日雇労働者に対しては、何ら失業保険の恩恵はないのだということをはつきりと申上げることが出来るわけですね。それから一般の町場の職人にいたしましても、やはり仕事が無当に切れたり、或いは出たり、断続性があるわけですね。そういう点からいふと、安定期間まで来てそこで必ず仕事があるというのならばこれは出て来るだろと思うのですが、それよりもやはり自分の仕事を探さうという面において、なか／＼安定期間まで出て来ないという点があるわけなんです。それは失業保険の待定期間が三日なり四日なりあると、その期間じゃ俺達も町場に行つて仕事を探して来た方がいじやないかというので、待定期間だけ出て来ない。結局いつまで経つても保険金が貰えないという結果が生じて来るわけでありまして。そういう点からいふと

待定期間は全部撤廃して貰いたい。失業したら翌日から保険金が貰えるようにして貰いたい、こういうふうな思ふわけですね。それから受給日数の制限なんです、この点についてはさつき關谷氏からちよつと話されたのですが、二ヶ月以上一定の事業所に働いた場合には、一般の失業保険に替るといふことですね。それからそれ以下であつた場合、例え一ヶ月半一つの事業場で働いて日雇の印紙を貼つて貰う、そうしてその二ヶ月目の十六日から失業した場合は、そうすると今度は四日になつたわけですが、今までに五日間の待定期間があつた。そうすると十六日から五日、二十日まで待定期間、そうすると十日しか失業保険の給付が受けられないという結果があるわけですね。そういう点からいふと日数をもう少し減して貰いたい、勿論二十八日になつたことはいくらでも減つたことであるのですが、併しそういうふうな一つの何といひますか、断続的な面が生じて来るわけですね。そういう点をもう少し考慮して貰えないか、これは給付の日数を延長して貰えたい。例え二月と三月に一定の場所働いて三月の十五日にくびになると、三月いっぱいしか保険金は貰えない。四月になると前二ヶ月間を計算するわけですから、二十八日に満たないことになる。そうすると四月からは全然給付が受けられないというふうになりますので、その一ヶ月なり二ヶ月なりを給付の期間を延長して貰いたいといふこと、このお願いがあるわけですね。それから二ヶ月以上は一般に切換え

の事業所に働いていても、やはり日雇は日雇なんです。これは半年働いても八ヶ月働いても日雇である。これは大蔵省の工事なんかでよく分るのです。或いは法務庁の工事、こういう工事は一年二年かかる工事なんです。ところがそういうところに露店とか、土工なんか働かに行つて、そうしてそれが常用になつておるかといふと、勿論会社なんかでも安定期間がおつかないから安定期間から来たときには常用になる。或いは首を切るときには日雇にして首を切る、そうすれば一ヶ月の賃金を支拂わなくても済むといふふうな、常に雇用関係が変るようなわけですね。そういう意味でこれは組合として打開して行かなければならない点なんです。これは現実の問題としてそういうことが常に起つておる。これが組合の障礙になつておる。そうしてこの加配米の点だとか、或いは失業保険の点なんかも二ヶ月以上継続するとそれが常用なんだから、組とか或いは会社で貰えるといふふうなこと、或いは失業保険の場合になつて一般の方に廻すのだといふふうなことで、三ヶ月くらい、或いは四ヶ月くらいで以てすばつと首を切られて、どうにも手も足も出ないといふような状態が現在生じて来ているわけですね。そういう点を考えてやはり土建にはいわゆる一般の工場労働者のような常用といふものがはつきりしないのだといふ点だけ考えて貰いたいと思ふわけですね。それからこの保険金額の総額なんです、只今のところでは失業すると一日に百六十圓、これが一級、二級が百四十圓、この二段階に分れてゐるわけなんです、それだけで

は現在のこの物価に対しては、自分一人がやつと食つて行ける程度というところが言えるわけなんです。而もこの五日間の待定期間がある。そうすると自分さへも食えないといふことが言えるわけなんです。そういう点でもう少しこの保険金額を殖やして貰いたいといふことが言えるわけですね。その次に印紙の点なんです、印紙の購入に關しては現在のところ安定期間に行つて、一定の資格がある会社なり、事業所が登録をして印紙を買つて来るという制度になつてゐるわけですね。これは基準法による事業適用報告、これをちゃんとして、そうしてその資格を持つてゐるところだけしか買えないといふことですが、そうすると先程も關谷氏からちよつと言われたのですが、いわゆる一般の職人、町の大工だとか、露店とか、土工、こういう人達は一定の組なり、或いは事業所に属する場合と、それから町場の仕事をする場合と、両方あるわけですね。ところが町場へ行くと全然その印紙が貼つて貰えないという結果があるのです。今までは相当仕事があつて失業する機会も少なかつたわけなんです、併し現在のようにいわゆる一般の工場、或いは事業所における失業が増大して来るといふと、こういう失業者がどこに流れて来るかといふと、先ず土建へ流れて来る。これは腕一つで誰でもスコップ一挺持てばコンクリート掘ねが出来るといふので、だん／＼町場に流れて来る。ちよつと器用な人は大工でも薦でもやれる。それで町場の者の生活が脅威を受けるといふことが言えるわけですね。そういう人達が非常に現在仕事に詰まつて来て、もう月のうち半分

アプレでゐるという状態が出てゐるわけですね。これは昨年度に東京なんかでは組合が源泉徴収をやつて参つたのですが、そのときの統計なんか見ましても、一年間に最低少い方で、百日ぐらいい、多い方で二百五十日ぐらいいしか働いていないといふような状態なんです。そうすると大体平均してまあ百日ぐらいいしか働いていないといふような結果もあるわけですね。而も今年になつてからますます、仕事が減つて来ている。そのために町場の職人が失業する率が多くなつてゐるということが言えるわけですね。この人達は失業保険の恩恵があるかといふと、全然ないわけですね。これは且側に行くと印紙が貼つて貰えない。これが根本的原因になつておる。そういう人達にもやはりこの失業保険の適用を受けさせるために、郵便局なり或いは安定期間でも印紙が買える制度を一つ考へて貰いたいといふことですね。これはいわゆる町の職人に關しましては、税金の面だとか、或いは健康保険の面だとか、労災の面だとか、こういう面について全部便宜的に適用されてゐるが、或いは全然適用されないというのが実情なわけなんです。そういう点からいふと、今日ここで失業保険の問題が取扱われているわけですから、一つこういう町場の人達にもやはり労働者としての一つの恩恵に浴させて貰いたい。こういうふうな考え次第であります。それで何となくこういう人達にも印紙の貼れるように、どこでも印紙の買えるような制度を作つて頂きたい。こういうふうな思ふわけですね。大体私の方の要求といたしましては以上のような事項があるわけですね。

○赤松委員長 ありがとうございます

○高山参考人 ちよつと二点につ

て……

○赤松委員長 どうぞ

○高山参考人 一つは私の発言の内容について誤解のないように、もう一つは関係さんの発言の中から役所の者として、ちよつとやはりここで申述べ置いて方がいじやないかという点があります。その点について申述べたいと思います。

○赤松委員長 どうぞ

○高山参考人 先程日雇労働者の失業保険関係が常用に切り変ることによつて、一般の失業保険の被保険者に転化して行く場合、片一方は六ヶ月でいいのに拘わらず、片一方は八ヶ月になるという言葉が今あつたように私お聞きしたので、それは何か誤解ではないかと思うのでありまして、過去二ヶ月間における受給資格はそのまま計算されて行くのだということをちよつとお話したのです。

それからもう一つは、これは関係さん並びに飛田さんのお二人のお話内容を総合的に判断して下さいすれば、私の発言した内容が何ら誤解されないのだということがはつきり分るのであります。私だけの言葉を聞きますと、少し誤解されておる点があるので、少し誤解されておる点があるので、訂正でなくして釈明して置きたいと思ひます。これは、私先程認定を受ける日雇労働者が失業したその日の認定を受けるために、現在のような制度の下において、中には日雇労働者の風習として、非常に面倒臭がつて、おつくうがつて認定に來ない者があるということを申

上げたので、失業保険金を貰いたくても行くのがおつくうで貰わないのだというこゝでは決してないものであつて、私はそういう風習も一応は日雇労働者の中にあるとするならば、むしろ安定所が分室を派山設けて、最後の一人の労働者までも失業の認定を受けるサーヴィス機関でなければならぬというところを私は強調したかつたので、その点について誤解のないようにお願いしたいと申上げるのであります。

○赤松委員長 それでは以上で参考人の方々の御公述を終つたわけでありま

すが、どうぞ御質問がありましたらお述べ下さい。

○堀本委員 齋藤さんにお聞きしたいのですが、さつき關谷さんから問題があつたのであります。実施時期が非常に短いので、保険料と掛金の関係でございまして、つまり保険の財政の上から見て、これが一番ぎりぎりであるかどうかというようない問題を、非常に実施期間が短いので御推定かどうかと思うのですが、一週お聞かせを願ひたいと思ひるのであります。

○齋藤参考人 それではこの点少し御説明申し上げます。多分皆さんは「受給要件日数及び待期日数を低減した場合の保険金支出月額の推計」というものをお持ちだと思ひます。

それでは御説明申し上げます。この資料によりますと、被保険者の総数を約七十万人、うち安定所を常時利用して就労する被保険者の数を二十六万人、こういたしております。それから受給資格率というものを調査いたしました結果は、三十二日の場合は約六〇%、二十八日の場合は七〇%、これは概数でございまして、それから失業認

定率はやはり待期日数に影響を持ちます。従来の実績によつてこれは大体推計でございまして、三六%、三八%、こういう数字になつております。それから受給率でございまして、受給率はやはり六日の場合は六六%、五日の場合は七二%、平均受給日額は百二十七円、平均受給日数は幾日間くらい貰うだろうかという平均の受給日数でございまして、それは九日と九・四日分という結果が出ております。尙職業安定所に始終來ない人もありますので、安定所利用就職者に対して一割六分増しを考へております。それは保険金支出月額というところの項の下の方にございまして安定所利用就職者に対する支給金額に一・一六を乗じたのは、平素安定所を利用しないで就労する日雇労働者に対する支給金額を含めた保険金支給月額を算出するためである、そういう以上のような数字を使ひますと、待期日数通算の場合、六日又は四日継続の場合は五千七百円、それを五日、三日と尙縮めると六千七百円ということになります。これが所要金額であります。

ところで一休保険料の収入がどのくらいあるのだろうかと思ひますと、保険金の収入の方は三千八百万円程度であります。でありますからこれは国庫負担も入れますと、大体五千七百円ぐらゐのところに行く、今の保険料の収入が三千八百万円でありまして、これをきりぎりしに使用すると、これに千九百円要るわけですから、これをすると五千七百円、こうなるわけでありまして、それでありまして、待期の期間を短縮するのは今の六日、四日という場合と、五日、三日という

場合と両方やつて見ますと、五日、三日では持たない、所要金額が六千七百円ある。然るに収入の方は五千七百円しかないからこれは持たない、六日、四日ならば五千七百円が大体とん／＼に行くという結果でございまして、それで大体六日、四日が適當だろうという結論を得たわけでありまして、さて然らばそういうところから取上げた数字はどういうところから取つたのかと申しますと、これは一つは安定所業務速報というものがございまして、そういう数字を取つたのと、もう一つは労働省で行いました抽出調査であります。抽出調査はどのくらいの大きさでやつてあるかと申しますと、本年の一月から四月におきまして、大体五万から六万人の人を取つてゐる。それは東京、大阪、神戸、名古屋、埼玉、神奈川、広島等二十四安定所につきまして取つた数字があるものでありまして、その数字を大体基礎に使用してこゝにいつたような結果が出て來たのでございまして、詳しく申上げますれば、本年の四月におきまして安定所の紹介による就労延人員、それが本年の三月では四百五十二万六千程ございまして、それから不就業の延人員が六百六十二万九千人ございまして、合計いたしますと六百五十五万六千人ございまして、それが安定所の業務の取扱日数が二十七日でありまして、従ひましてこれで割りりますと、大体実人員として二百二十八万程になります。四月におきましては、合計いたしました人員が六百六十二万六千程でありまして、業務の取扱日数は二十五日、これで割りますと、二十六万五千人、これが大体の実人員だろうと思はれるのでありま

す。大体それによりまして二十六万人という数字を抑えたのであります。それから大体安定所に來まして、受給資格を持つておる者と持つていない者であるのでありまして、それがどうなるだろうかという数字を検討したのであります。安定所利用日雇労働者の総数を一〇〇としたとすると、その中で一ヶ月に十六日以上就労した者につきまします数字というのが六〇・九%、十五日というのが六四・八%、十四日というのが六八・三%、十三日が七一・七%、十二日というのが七五・五人、こゝういふわけでありまして、これによりまして大体これは先程申しましたサンプリングのメソッドにおきましては、必ずこれには統計的に申しますれば、必ずダード・デビエーション、標準偏差というものを少し幅を持たせなくちやなりませんので、これを六八・三%を大体七〇%と抑えております。即ち十四日で大体七〇%と抑えております。これによりまして今の安定所の利用有受給資格者、受給資格を持つておる者の数というものが一月のうちで十五日はどうか、十四日を取つた場合はどうか、十五日の場合には十七万一千人、十四日の場合には十八万人、十三日の場合には十九万人、十二日の場合には十九万九千人ということになります。

次に失業の認定率を計算したのであります。これは大体全国の実績によつてやつたのであります。これは安定所の業務速報によつてやりました。尙受給資格率は、これは一月から四月の日雇労働者の調査によつて大体

六〇％くらいに抑えております。そういうような結果、一日を減じたらば待期日数を減じた場合にはどういふふうになるかといふと、その失業の認定率といふものが〇・三六になるだらう、二日置きにした場合には三八、三日置きにした場合には四〇といふことになつておるといふふうに考えます。

次に受給率といふものを計算したのであります。これはやはり全国の実績もありません。それからサンプル調査もございまして、そういう数字からいたしまして、待期を一日減じた場合には〇・六六、二日を減じた場合には〇・七二、三日を減じた場合には〇・八〇七といふような数字を用いました。次に平均保険金の日掛けであります。これは大体平均をとりまして、一月、四月の合計から出したのでありますが、百二十七円といふような数字になつております。

それから一人当りの平均受給日数、これも全国の実績もございまして、サンプルは一月四月のものであります。が、調査がございまして、この調査によりまして待期を一日減じた場合には九日、二日を減じた場合は九・四、三日を減じた場合には九・五九といふふうになるだらうといふような推定を用いて、これは実績から大体押して行つたのであります。こういう数字と、それから先程申しました一割六分増しといふのは、これはやはりどう申しま

て、各種の率を用ひまして推計をいたしました。大体これはまあ遠からずといへども大体當つておる数字だらうと思つております。これは先程申しましたようなサンプル調査であるとか、或いは速報等の数字を使つておられます。この数字によりまして大体安定所を利用する被保険者に対する給付金額と、それから利用しない被保険者の給付金額との率を求めたのであります。

利用しない者が利用する者の大体〇・一六％になつておるといふふうに考えました。その数字を用ひまして先程御説明申し上げた、皆様のところに配付してあります資料の、大体上から三分の二くらいのところを御覧になります。と、保険金支出月額といふものがございまして、そういうものに、被保険者数といふものに、受給資格率を掛けて、そして失業認定率を掛けて、受給率を掛けて、平均保険金日額を掛けて、それから平均受給日数を掛けて、そして安定所利用就職者に対する受給金額を計算したのであります。それに更に一割六分増しといふものを使ひまして、そして下の方にありますところの五千七百円、或いは六千七百円といふ数字を算出したのであります。そういういたしますと、先程申しましたように収入の面におきましては、大体保険料の収入が三千八百万円である。これに対して国庫の負担金が一千九百万円あると考えると、特別会計の収入は五千七百円であると考えられます。この収入を見合はいたしまして支出を考えると、六日四日といふ場合五千七百円が適当であつて、五月三日にいたしますところの六千七百円といふものは支出がで

きないという結論になつた次第であります。○堀本委員 もう一つそれについて伺ひたいのですが、それと同じものを頂戴してゐるのですが、今度の新らしい改正案によりましたならば、保険料収入額と保険料給付の月別の実績が異なりますが、推定するといふことになりませんか。

○齋藤参考人 この数字は昨年十月から本年四月までの実績でございまして、そうすると昨年十月から本年の四月までの印紙売上総額が一億九千万円でございます。日雇失業保険金の支出は八千万円だ、従ひましてそれに一億一千万円ばかりの剰余が四月におきまして出ておる。その他に国庫の負担を考へますれば、もう少し剰余金がある筈であります。それが今回の法律の改正によりまして、待期は向う給があれは短縮されることになりまして、そういうことで常用される者がだん／＼抹消して行くと思ふのです。これが或る程度消滅いたしますと、この法律の改正によりまして、又自動的にもとへ待期が戻るといふ形になる。

○關谷参考人 さつき私の発言に対して高山さんから訂正があつたようです。が、実は私も確信がないのでございまして、三十八條の五項の問題ですが、私はこの日雇労働者の場合には、八ヶ月でこれはもう資格はないのだ、資格が取得できないのだといふふうに私は考へておりますが、高山さんの場合にはこれは六ヶ月だとおっしゃるのです。が、私はそう思はないのです。それで一番大事なところは、私の方は六ヶ月の場合ですと、工場の労働者の場合には百八十日分貰えるのだが、日雇労働

者の場合だと、今度は第三十八條の十項の調整によつてやはり十七日しか貰えないのだといふふうに私の方は解釈しておるのですが、その点……○高山参考人 そういう意味じゃなくして二ヶ月通算の場合には、さつきの三十八條の十五項で受給資格の調整になる。

○關谷参考人 だからその受給資格で調整するのは、つまり前の二ヶ月が抹消されるからそれでは可哀そうだからといふので、それを計算に入れるといふのではないのですか。

○高山参考人 三十八條の十五の關係は少し誤解せられておると思ひます。これは当然常用の労働者と同じように、受給資格の期間の中に算入して行くといふこととあります。従つて若しそれを、労働者がその権利を放棄して、常用労働者としての失業保険資格を得るといふことを放棄して、若しもそこで三十八條の六の二項以下によつて日雇労働者の關係の日額の給付を受けるような場合があるといふんぞといふことなのです。若しもこれが續いて半年間も続いたとすれば、その二ヶ月間といふのは後の四ヶ月を以て受給資格者になる、こういう形ですから、三十八條の五の場合には、こういうふうな十八日以上、まあ二ヶ月間各月において十八日やつた場合には、日雇労働者の被保険者としては適用しないぞ、一般として適用するといふものでございまして、その点やはり私が申し上げる方が、労働者にはそうえらく細かいええ、どつちが得か損かといふことになりまして、計算上ちよつとむづかしいと思ひますが、先程關谷さんがおつし

やつたような点は、ちよつと誤解ではないかといふふうに私は思ひます。○赤松委員長 どうぞ委員の方、御質問ございましたらお述べ下さいませ……御質問をこの程度で打切つてよろしいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○赤松委員長 ではどうもいろいろと有難うございました。失業保険法改正案を審議いたしますために、皆様の御豊富なる御意見を伺ひまして、非常に資するところが多大でございましたことを厚く感謝申し上げます。どうもお忙しい中を恐れ入りました。それでは一応これを以て散会いたすことにいたします。

午後零時三分散会
出席者は左の通り。
委員長 赤松 常子君
理事 原 虎一君
一松 政二君
波多野林一君
委員 中村 正雄君
山花 秀雄君
堀本 鐵三君
堀 眞華君
参考人 第一生命常任監査役 齋藤 齋君
池袋公共職業安定所長 高山松之助君
芝園橋公共職業安定所長 谷藤儀一郎君
分室紹介係長 土建労働組合 關谷龜之助君
会対策共同代表 東京土建産業 飛田 正一君
協議会総代表 労組書記長